

平成26年美浦村告示第170号

平成26年第2回美浦村議会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年11月10日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 平成26年11月26日 午前10時

2. 場 所 美浦村議会議場

3. 付議事件

- (1) 美浦村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (2) 平成26年度美浦村一般会計補正予算（第4号）
- (3) 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (4) 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- (5) 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- (6) 平成26年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- (7) 平成26年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）

平成 2 6 年第 2 回美浦村議会臨時会会期日程

期 日	曜 日	時 刻	議 事 内 容
11月26日	水	午前 1 0 時	(開会) ○本会議 ・議案上程、提案理由説明、議案質疑、討論、採決 (閉会)

平成 26 年第 2 回
美浦村議会臨時会会議録 第 1 号

平成 26 年 11 月 26 日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第 1 号 美浦村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第 2 号 平成26年度美浦村一般会計補正予算 (第 4 号)

議案第 3 号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 4 号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 5 号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 6 号 平成26年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 7 号 平成26年度美浦村水道事業会計補正予算 (第 2 号)

1. 出席議員

1 番	塚 本 光 司 君	2 番	岡 沢 清 君
3 番	飯 田 洋 司 君	4 番	椎 名 利 夫 君
5 番	山 崎 幸 子 君	7 番	山 本 一 恵 君
8 番	林 昌 子 君	9 番	下 村 宏 君
10 番	坂 本 一 夫 君	11 番	羽 成 邦 夫 君
12 番	小 泉 輝 忠 君	13 番	石 川 修 君
14 番	沼 崎 光 芳 君		

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	門 脇 厚 司 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	浅 野 重 人 君
経 済 建 設 部 長	増 尾 嘉 一 君

教育次長兼学校教育課長
総務課長
企画財政課長
福祉介護課長
国保年金課長
上下水道課長

増尾正己君
松葉博昭君
石橋喜和君
秦野一男君
桑野正美君
青野道生君

1. 本会議に職務のため出席した者

議会議務局長
書記
書記

飯塚尚央
浅野洋子
糸賀一欽

午前10時00分開会

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

第2回の臨時会へのご参集、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は13名です。

これより平成26年第2回美浦村議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと思います。
というふうに思います。

村長。

○村長（中島 栄君） 議員の皆さん、改めましておはようございます。

平成26年の第2回美浦村議会臨時会にご参集、大変ご苦労さまでございます。今週いっぱい11月も終わりになり、来週からは12月、師走に入り、26年も残すところ1カ月余りとなりました。また、21日には衆議院を解散し、県議会議員とのダブル選挙になり、12月14日と決定したところでもあります。

また、11月の中では長野県の北部で震度6弱の地震が発生し、多くの家屋が、全壊半壊も合わせますと90棟近い建物が壊れ、けが人も出ているところでもあります。これから冬に備え、防災への対策、健康面の予防対策と住民への早目の周知を図りたいと考えております。

11月3日には、「みほ産業文化フェスティバル」を開催。参加団体、参加者数も前年を上回り、外の会場、また公民館内の芸能も盛況に盛り上げていただきました。議員各位に

もご支援、ご協力をいただいたこと、感謝申し上げます。

また、ことしも6日から9日まで美浦ゴルフ倶楽部において男子プロによる「HEIWA×PGM CHAMPIONSHIP in 霞ヶ浦」の4日間の大会が開催されました。美浦村の人口を超えるギャラリーが訪れることから、企画財政課、経済課の役割は、BS生中継にのせて、美浦村の文化や物産のPR、ゴルフ場を含めた村の自然環境を全国に発信することができたことと思います。関係する各部署のご協力に感謝申し上げます。

このほか、今月2日には茨城町の産業祭「いばらきまつり」、16日には大洗町での「大洗あんこう祭」、22日には鹿島アントラーズでの「フレンドリータウンデイズ2014『美浦の日』」と、友好を結んでいる町村の団体からの要請で美浦村をPRすることができたと思います。

来月の14日には、中山競馬場において「美浦ステークス」の開催もあり、多彩なイベントを介して美浦村から発信できる機会は大事にしていきたいと思います。議員各位にも美浦ステークスには参加をいただき、会場を盛り上げていただければ幸いです。

本日の臨時議会に供する議案は、議案第1号で美浦村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が1件、議案第2号で平成26年度美浦村一般会計補正予算（第4号）が1件、議案第3号から6号まで、平成26年度特別会計補正予算が4件、議案第7号で平成26年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）が1件の7議案であります。

議員各位には、適切なるご審議をいただきますようお願い申し上げ、冒頭での挨拶いたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

2番議員 岡 沢 清 君

3番議員 飯 田 洋 司 君

4番議員 椎 名 利 夫 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第1号 美浦村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例から、日程第9 議案第7号 平成26年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）まで、以上7件を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号より議案第7号まで一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず初めに、議案第1号 美浦村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

人事院では、平成26年8月に民間事業所における賃金引き上げの動きを反映して、世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層に重点を置いて、平均0.3%の俸給表の引き上げや勤勉手当の引き上げ、給与制度の総合的見直し等を国会及び内閣に勧告いたしました。今回の改正は、村でもこのような状況を踏まえ、人事院勧告内容と同じに所要の改正を行うものでございます。

美浦村の職員の給与に関する条例の一部改正で、第1条としまして、平成26年度4月から改定するもので、交通用具を利用して通勤する職員の通勤手当の改正として、最低で通勤距離が5キロメートル以上10キロメートル未満の手当を「4,100円」から「4,200円」に、最高で60キロメートル以上の手当を「2万4,500円」から「3万1,600円」に引き上げを行います。

また、勤勉手当の引き上げとして、12月の勤勉手当を0.15月分引き上げ、一般職が「100分の67.5」を「100分の82.5」に、特定幹部職員が「100分の87.5」を「100分の102.5」に、再任用職員は、0.05月分引き上げます。さらに、平均0.3%の給料表の引き上げを行います。

第2条としまして、平成27年4月からの改定で、単身赴任手当を「2万3,000円」から「3万円」に、最高額を「4万5,000円」から「7万円」に引き上げます。管理職員が週休日等に災害等で午前零時から午前5時までの間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する項目を追加します。

また、勤勉手当の支給率を平成26年12月に0.15月分を引き上げましたが、その分を平成27年の6月と12月に振り分けます。さらに給与制度の総合的見直しとして、平成27年4月からの給与を平均で2%、初任給等は引き下げなしで50歳代後半層が多い号給は、最大4%程度引き下げます。これには、激変緩和のための経過措置で3年間の現給保障を実施します。

美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第3条と

しまして、特別職の期末手当についても、一般職員の勤勉手当同様、平成26年12月支給分について、0.15月分を引き上げ、現在の「100分の155」を「100分の170」とします。

美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第4条につきましても、一般職員と同様に、平成26年12月分0.15月分を引き上げましたが、その分を振り分け、平成27年6月に「100分の140」を「100分の147.5」に、12月に「100分の162.5」といたします。

美浦村教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正で、第5条と第6条に関しましては、特別職の勤勉手当の改正と同様に、平成26年12月支給分の期末手当を0.15月分引き上げ、平成27年にはそれを6月支給分と12月支給分に振り分けるものであります。なお、議会議員の期末手当も特別職の率と同様になりますので、0.15月分引き上げとなります。

続いて、議案第2号 平成26年度美浦村一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。11ページをお開きいただきたいと思います。

第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,441万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を59億9,983万5,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、議案第1号で説明しました8月に、人事院より平成26年度の人事院勧告が出されたことを受けまして、本村職員の給料、勤勉手当、通勤手当等及び特別職の期末手当の調整を行っております。なお、職員の状況について変更があった部分について、予算の調整を行っております。また、11月21日の衆議院解散されたことに伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に必要な予算の計上をいたしております。

初めに、歳出予算でございますが、各項目の特別職の期末手当、職員給与関係経費では、人事院勧告による公務員の給与水準と民間企業の給与水準の格差を是正するための職員給与費等の調整をいたしております。具体的には、公務員給与と民間給与の差額を是正するための給料の平均0.3%の増額、勤勉手当を12月支給分について0.15カ月引き上げ、通勤手当の増額をするものとなっております。また、この給料、勤勉手当等の増額によりまして、共済費等の社会保険料も変更となりますので、あわせて調整をしております。

これらの職員給与費の補正の詳細につきましては、35ページ以降の給与費明細書をごらんになっていただくこととし、詳細の説明は省略させていただきたいと存じます。

続いて、21ページをお開きいただきたいと思います。

総務費の選挙費では、新たな目として衆議院議員選挙費を設け、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に必要な経費として、総額1,041万円の衆議院議員選挙費を計上いたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。15ページをお開きいただきたいと思います。

県支出金の県委託金では、総務費県委託金で、衆議院議員選挙に関連する経費の財源としまして、衆議院議員選挙委託金が交付されますので、歳出補正予算額と同額の1,041万円を新規に計上いたしております。

次の繰入金の基金繰入金では、財政調整基金繰入金で人事院勧告等による職員給与関係経費分としまして1,400万6,000円の増額補正を行い、繰入予算額を2億3,493万4,000円といたしております。

続いて、議案第3号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。41ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万7,000円を増額し、補正後の予算総額を21億3,497万3,000円とするものでございます。補正予算の内容につきましては、事項別明細書により歳出よりご説明申し上げます。47ページをお開きいただきたいと思います。

第1款の総務費の一般管理費につきましては、人事院勧告に伴い、職員給与関係経費で45万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、45ページに戻っていただきまして、歳入関係についてご説明申し上げます。

第9款繰入金につきましては、先ほど歳出で説明しました総務費の一般管理費の増額補正により、一般会計からの法定繰出分として、歳出の財源となっている職員給与費等繰入金を45万7,000円増額補正するものでございます。

続いて、議案第4号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。55ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、第1条で歳入歳出それぞれ20万4,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ1億8,716万3,000円としております。内容につきましては61ページをお開きいただきたいと思います。歳出予算から申し上げます。

総務費の一般管理費につきましては、人事院勧告及び本年4月の人事異動によりまして、職員給与関係経費の調整を行い、給料で15万円の減額、職員手当等で40万4,000円の増額、共済費で5万円の減額をいたしまして、総額20万4,000円の増額補正をお願いしております。

続いて、59ページをお開きいただきたいと思います。歳入についてご説明申し上げます。

繰入金の一般会計繰入金では、先ほど歳出補正でご説明いたしました職員給与関係経費に充てるため、20万4,000円の増額補正をお願いしております。

続きまして、73ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告及び本年4月の人事異動により、職員給与関係経費の調整を行うため、下水道費の一般管理費につきまして補正をお願いするもので

ございます。

まず、職員給与関係経費の補正につきましては、給料で3万6,000円、職員手当等で11万2,000円、共済費で2万5,000円の増額をそれぞれ行いまして、総額17万3,000円の増額補正を計上しております。

次に、先ほどご説明いたしました職員給与関係経費の増額補正分に充てるため、積立金で17万3,000円の減額補正を計上いたしまして、一般管理費としましては、総額ゼロ円の補正をお願いするものでございます。

続いて、81ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号 平成26年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、一般会計補正予算同様に人事院勧告に伴う職員の給料及び諸手当の補正となっております。第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ52万3,000円を追加いたしまして、9億2,074万2,000円とするものでございます。詳細については、91ページ以降の給与費明細書をごらんいただくこととし、個別の歳出予算の説明は省略させていただきたいと存じます。

続いて、歳入予算についてご説明申し上げます。87ページをお開きいただきたいと思います。

繰入金の一般会計繰入金では、その他一般会計繰入金で、今回の歳出補正予算の財源分といたしまして52万3,000円を増額補正いたしております。

最後に、議案第7号 平成26年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。97ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、まず第2条の収益的収入及び支出では、水道事業費用の営業費用で1,719万6,000円を増額しまして、水道事業費用を6億719万6,000円としております。内容につきましては、105ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の支出について申し上げます。まず、水道事業費用の配水及び給水費につきましては、人事院勧告及び本年4月の人事異動によりまして、職員給与関係経費の調整を行い、給料で107万円、手当で108万7,000円、法定福利費で41万4,000円の増額補正をそれぞれお願いしております。

次に修繕費では、美浦村水道配水場の地下ポンプ室内に設置してある流入管から漏水が発生し、配水を停止しての工事ができないことから、不断水工法という特殊工法により一部を止水し、工事を行うため、修繕で1,520万円の増額補正をお願いしております。

次に総係費につきましても、職員給与関係経費の調整を行い、給料で53万円、手当で17万2,000円をそれぞれ減額、法定福利費では12万7,000円の増額補正をお願いしております。

以上、議案第1号より議案第7号まで一括してご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第1号 美浦村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 詳細なる説明、どうもありがとうございます。

1点ですね、30ページの教職員の手当のほうなんですけれども、教職員給与経費の部分の内訳を教えていただけたらと思います。お願いします。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） ただいまの林議員のご質問でございますが、質問につきましては、補正予算の議案のところになっていますので、そのときにお答えしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 恐れ入ります。再度、一応内訳という一言でおさめたので、ちょっと質問の趣旨がわからなかったかと思いますが、人事院勧告でほとんど皆さんプラスになっている中で、この31ページの共済費がマイナス6万円となっておりまして、人数の異動はないのかなと思うのですが、ここがどうしてマイナスなのかちょっと教えていただけたらと思います。

〔「それは2号議案だ」「今は1号議案だから」と呼ぶ者あり〕

○8番（林 昌子君） あ、そういうことですか、わかりました。どうも失礼しました。

○議長（下村 宏君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方がおりましたら、お願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第2号 平成26年度美浦村一般会計補正予算（第4号）の質疑にはいります。質疑のある方はどうぞ。

林 昌子君。

○8番（林 昌子君） 失礼をいたしました。2号議案の中では、一般会計補正に対して質問をさせていただきます。30ページ31ページ内にございます職員給与関係の経費でございますが、そちらの共済組合費がマイナス6万円ということですので、この内訳を教えてくださいましたらと思います。

○議長（下村 宏君） 教育次長増尾正己君。

○教育次長兼学校教育課長（増尾正己君） それでは、林議員の質問についてお答えしたいと思います。31ページの小学校費、学校管理費のところなんですが、この共済費の6万円の減額でございますが、こちらは小学校の用務員さん等の職員になってございます。その方の今回の増減に関するところで見直した結果として、6万円の減ということになってございます。よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方は。

総務部長岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの林議員のご質問でございますけれども、小学校費の共済費の減ということでございますけれども、これについては小学校の用務手の再任用ということで、その時間数の減という形で行政にも低くなっているといったようなことでございます。

小学校の用務手が退職されまして、それを再任用で雇っておりますので、その分の減といった内容でございます。

○13番（石川 修君） 議長、ちょっと答弁者の声が低くて多分聞き取れないので、ちょっと、お願いします。

○議長（下村 宏君） 各部長・課長に申し上げます。答弁の内容が聞こえづらいというようなことなので、はっきりと大きな声でお願いをいたします。

ほかに質疑ありましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第3号 平成26年度美浦村国民健康保険特別会計

補正予算（第２号）の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第６ 議案第４号 平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第７ 議案第５号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第6号 平成26年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第7号 平成26年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

飯田議員、私語のほう慎み願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本臨時会に付議された案件は、全て終了いたしました。

よって、平成26年第2回美浦村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

この後、全員協議会を開催いたしますので、委員会室へのご参集、よろしくお願いいたします。

〔「時間は」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 10分休憩というように、11時5分というように再開をいたします。よろしくお願いします。

午前10時54分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 岡 沢 清

署 名 議 員 飯 田 洋 司

署 名 議 員 椎 名 利 夫